

(資料三)

平成二十六年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

使用料、手数料等の額の改定等に関する条例	1
公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例の一部を改正する条例	2
島根県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	3
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	3
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	4
島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例	5
島根県手数料条例の一部を改正する条例	5
島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例	6
島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 ...	7
島根県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例	7
島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例を廃止する条例	7
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	8

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例の一部を改正する条例	9
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	9
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	10
島根県立体育施設条例の一部を改正する条例	11
島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例	12
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	12
島根県農業構造改革支援基金条例	13
島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 ...	13
参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例	14
島根県民生委員定数条例	14
島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	15
島根県社会教育委員に関する条例	16
島根県水防協議会条例の一部を改正する条例	16

第22号議案

使用料、手数料等の額の改定等に関する条例

1 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、県が徴収する各種使用料、手数料等の額について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、次に掲げる条例に定める使用料、手数料等の額の改定等を行うこと。

- (1) 島根県手数料条例
- (2) 行政財産の使用料に関する条例
- (3) 島根県立しまね海洋館条例
- (4) 島根県中山間地域研究センター条例
- (5) 警察に関する手数料条例
- (6) 島根県保健所条例
- (7) 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例
- (8) 島根県立はつらつ体育館条例
- (9) 公衆浴場法施行条例
- (10) 旅館業法施行条例
- (11) 温泉法施行条例
- (12) 化製場等に関する法律施行条例
- (13) 島根県立病院使用料及び手数料条例
- (14) 島根県立武道施設条例
- (15) 島根県立古墳の丘古曾志公園条例
- (16) 島根県立古代出雲歴史博物館条例
- (17) 島根県農業技術センター分析等手数料条例
- (18) 島根県立農業研修館条例
- (19) 島根県畜産技術センター分析等手数料条例
- (20) 島根県家畜保健衛生所条例
- (21) 島根県立ふるさとの森条例
- (22) 島根県立中海水中貯木場条例

- (23) 島根県立宍道湖自然館条例
- (24) 島根県漁港管理条例
- (25) 島根県立産業交流会館条例
- (26) 島根県立産業高度化支援センター条例
- (27) 島根県産業技術センター条例
- (28) 島根県立男女共同参画センター条例
- (29) 島根県立島根県民会館条例
- (30) 島根県立美術館条例
- (31) 島根県芸術文化センター条例
- (32) 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例
- (33) 島根県道路占用料徴収条例
- (34) 島根県海岸占用料等徴収条例
- (35) 島根県流水占用料等徴収条例
- (36) 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例
- (37) 島根県港湾施設条例
- (38) 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例
- (39) 島根県浜田ポートセンター条例
- (40) 島根県空港条例
- (41) 島根県立都市公園条例
- (42) 都市計画法施行条例
- (43) 島根県屋外広告物条例
- (44) 島根県建築基準法施行条例
- (45) 島根県工業用水道料金徴収条例

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。ただし、2の(37)については、規則で定める日から施行する。

第23号議案

公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公立大学法人島根県立大学における

重要な財産に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

公立大学法人島根県立大学の保有する重要な財産であって、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなると認められる場合において処分しなければならないものは、県の出資又は支出に係るもので帳簿価額が50万円以上のものとする。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

第24号議案

島根県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

法人の事業の適正な運営を確保するため、法人に対し必要な立入検査を行う体制を整備することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

審議会の庶務をつかさどる職員に法人への立入検査を行わせることができることを踏まえ、審議会の庶務について次のとおりとすること。

(1) 審議会の庶務は、総務部及び法人を所管するそれぞれの部（知事以外の執行機関にあっては、当該執行機関の事務をつかさどる組織）が処理すること。

(2) 総務部は、審議会の庶務を総括すること。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

第25号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方独立行政法人法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

	<p>引用する条項の整理</p> <p>3 施行期日 公布の日から施行する。</p>
	<p>第26号議案 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>1 提案理由 知事等の給与の減額を2年間継続して実施することについて、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p> <p>2 条例の概要 給与の減額を平成27年度まで2年間継続して実施すること。</p> <p>3 施行期日 公布の日から施行する。</p>
	<p>第27号議案 職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>1 提案理由 職員の管理職手当の減額を2年間継続して実施することについて、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p> <p>2 条例の概要 管理職手当の減額を平成27年度まで2年間継続して実施すること。</p> <p>3 施行期日 公布の日から施行する。</p>
	<p>第28号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>1 提案理由 県の健全な財政運営の推進を図るため、県の財政運営に必要な資金の効率的かつ効果的な調達に関して支援等を行う地方公共団体金融機構に対して職員を派遣することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p>

2 条例の概要

職員を派遣することができる公益的法人等に地方公共団体金融機構を追加すること。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

第29号議案

島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例

1 提案理由

いじめの防止等のための対策等生徒指導上の諸問題に関する調査審議を行う組織として島根県生徒指導審議会を設置するため、及び養ほう振興法の改正を踏まえ所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 次のとおり附属機関を設置すること。

名 称	担 任 事 務
島根県生徒指導審議会	教育委員会の諮問に応じ、生徒指導上の諸問題に関し必要な事項を調査審議すること。

(2) 次のとおり附属機関の名称を改めること。

改 正 前	改 正 後
島根県みつばち転飼調整審議会	島根県蜜蜂転飼調整審議会

(3) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第30号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

保育士の資格の取得に係る特例の創設及び薬事法及び薬剤師法の一部を

改正する法律の施行に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に係る手数料の新設
- (2) 保育士試験の全部の免除の申請に対する審査の事務を指定試験機関が行う場合にあっては、当該事務に係る手数料を指定試験機関に納付しなければならないこと。
- (3) 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行に伴う引用条項の整理

3 施行期日

2の(1)及び(2)については平成26年4月1日から、2の(3)については薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第31号議案

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

松江保健所の移転に伴い、施設の一部を利用者の利便性の向上に資する用途に変更するため、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 有料施設等を定めた別表から東部総合福祉センターの301研修室等及び西部総合福祉センターの多目的広場を削除すること。
- (2) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、施設の使用料の額の改定等を行うこと。
- (3) 施設の使用許可の取消し等を行うことができる事由を追加すること。

3 施行期日

2の(3)については公布の日から、2の(2)については平成26年4月1日から、2の(1)については平成26年9月1日から施行する。

第32号議案

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 提案理由

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の規定により国が標準として定める財政安定化基金拠出率の変更を踏まえ、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算出するための割合の改正

改正前	改正後
1万分の9	10万分の44

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

第33号議案

島根県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

1 提案理由

他の附属機関等との合理化を図り、島根県青少年問題協議会の設置を要しなくなったことから、島根県青少年問題協議会設置条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

公布の日から施行する。

第34号議案

島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例を廃止する条例

1 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の円滑な運用又は福祉若しくは介護に関する業務に従事する人材の確保を図るための国の交付金が廃止され、基金の設置を要しなくなったことから、島根県

障害者自立支援対策臨時特例基金条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

公布の日から施行する。

第35号議案

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定共同生活援助の事業（イを除く。）の人員、設備及び運営に関する基準を定めること。

イ 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めること。

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正による共同生活介護及び共同生活援助の一元化等に伴う規定の整備

エ その他規定の整理

(2) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整備

ア 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

イ 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

- ウ 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 施行期日
平成26年4月1日から施行する。

第36号議案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
引用する条項の整理
- 3 施行期日
平成26年4月1日から施行する。

第37号議案

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、県立高等学校における授業料等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程に在学する者について、授業料又は受講料の納付を要すること。
- (2) 授業料及び受講料の額を次のとおりとすること。

ア 授業料

区 分	年 額
全日制の課程	118,800円

定時制の課程（単位制による課程を除く。）	32,400円
----------------------	---------

イ 受講料

区 分	金 額
定時制の課程（単位制による課程に限る。）	1 単位につき 1,620円
通信制の課程	1 単位につき 330円

(3) 次に掲げるものについて、授業料及び受講料を減免することができること。

ア 学資の支弁が困難な者であって、教育委員会規則で定めるもの

イ アに掲げる者のほか、在学期間が通算して36月（定時制課程及び通信制課程においては48月）を超える者のうち授業料の減免の必要がある者として教育委員会規則で定めるもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、授業料の減免の必要がある者として教育委員会規則で定めるもの

(4) 就学支援金に関する事務を処理するために必要がある場合として教育委員会規則で定める場合にあつては、教育委員会規則で定めるときに授業料及び受講料を納付することができること。

(5) 既に納付した授業料及び受講料のうち、就学支援金をもって債権の弁済に充てることとなるものは、還付すること。

(6) その他規定の整備

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

第38号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

小学校第3学年及び第4学年並びに中学校第1学年の35人学級編制の導入、児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,632人	1,625人	7人
	事務職員、技術職員その他の職員	193人	191人	2人
特別支援学校	教育職員	985人	994人	9人
	事務職員、技術職員その他の職員	80人	80人	-
小学校及び中学校	教育職員	5,101人	5,056人	45人
	事務職員及び技術職員	371人	363人	8人

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

第39号議案

島根県立体育施設条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立体育館の施設に係る改修及び整備並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴い所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県立体育館の施設の名称を変更し、及び当該施設の一部の用途を変更することに伴い使用料を改定すること。
- (2) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、施設及び設備の使用料の額の改定等を行うこと。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

第40号議案

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立少年自然の家の利用者の利便性の向上を図るため、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴い所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県立少年自然の家の宿泊使用以外の場合の使用許可の対象施設に第2ホール等を追加すること。
- (2) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、使用料の額の改定等を行うこと。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

第41号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止に伴う規定の整備

3 施行期日

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第42号議案

島根県農業構造改革支援基金条例

1 提案理由

農業の担い手への農地の集積及び集約化を促進するための事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

農業の担い手への農地の集積及び集約化を促進するための事業に要する経費に充てるため、島根県農業構造改革支援基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第43号議案

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した施策を拡充するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源とする事業に在職者の処遇

の改善のための事業等を追加すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第44号議案

参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

土地収用法及び同法において準用する仲裁法の規定による鑑定人の手当について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 土地収用法及び同法において準用する仲裁法の規定により出頭した鑑定人に支給する手当の額は、鑑定をするに当たり必要とした特別の技能の程度並びにこれに要した時間及び費用を考慮して定めることとした。

(2) その他規定の整理

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

第45号議案

島根県民生委員定数条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、民生委員の定数を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

市町村の区域ごとに、民生委員の定数を次のとおり定めること。

松江市	498人
浜田市	195人
出雲市	428人
益田市	183人
大田市	163人

安来市	127人
江津市	110人
雲南市	142人
奥出雲町	65人
飯南町	33人
川本町	23人
美郷町	39人
邑南町	66人
津和野町	56人
吉賀町	40人
海士町	15人
西ノ島町	16人
知夫村	6人
隠岐の島町	67人

- 3 施行期日
平成26年4月1日から施行する。

第46号議案

島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、法人であること。
- (2) 次に掲げる指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定めること。
 - ア 従事する従業者及びその員数
 - イ 利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの
 - ウ その他運営に関する事項

- 3 施行期日
平成26年4月1日から施行する。

第47号議案

島根県社会教育委員に関する条例

- 1 提案理由
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、島根県社会教育委員について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 条例の題名の改正
- | 改正前 | 改正後 |
|------------------------|-----------------|
| 島根県社会教育委員の定数及び任期に関する条例 | 島根県社会教育委員に関する条例 |
- (2) 島根県社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から島根県教育委員会が委嘱すること。
- (3) 島根県社会教育委員の定数は、20人以内とすること。
- (4) その他規定の整備
- 3 施行期日
平成26年4月1日から施行する。

第48号議案

島根県水防協議会条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、島根県水防協議会の組織について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
島根県水防協議会は、会長1人及び委員15人以内で組織すること。
- 3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。